

保健事業の申請期限等のお知らせ

インフルエンザ予防接種助成等の申請期限(有効期限)についてお知らせします。

申請漏れ等がないか、いま一度ご確認くださいませようお願いします。また、事業内容については「平成30年度版 保健事業のご案内」でご確認ください。

1. インフルエンザ予防接種助成【保健事業のご案内 12～13ページ】

申請期限は平成31年2月28日(本組合必着)です。

助成の対象となるのは、組合員及び被扶養者が平成31年1月31日までの間に予防接種をしたものに限ります。

2. 歯科健診助成【保健事業のご案内 11～12ページ】

「歯科健診受診票」の有効期限は平成31年1月31日です。歯科健診受診票は平成30年5月に35歳から60歳までの5歳刻みの組合員を対象に配付しています。

有効期限を過ぎてからの受診は、助成対象となりませんのでご注意ください。

3. 平成30年度「保健施設利用券」(クリーム色)【保健事業のご案内 15～21ページ】

有効期限は平成31年3月31日です。

有効期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

4. 「銀婚者祝福指定保養所宿泊助成券」(さくら色)【保健事業のご案内 22～25ページ】

有効期限は平成31年3月31日です。

有効期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

なお、銀婚者祝福助成事業は今年度をもって廃止となります。今年度の該当者は今年度中に申請し、助成券を使用する必要があります。

5. 公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ利用助成【保健事業のご案内 26～27ページ】

申請期限は平成31年4月10日(本組合必着)です。助成の対象となるのは、平成30年3月31日までに購入した回数券又は平成31年3月分までの月会費に限ります。

担当:保健課 保健担当 保坂
TEL:055-232-7311